



平成 25 年 7 月 8 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行
(コード：7733、東証第 1 部)
問合せ先 広報・I R 部長 百武 鉄雄
(TEL. 03-3340-2111(代))

刑事裁判の判決について

当社は、平成 24 年 3 月 7 日付適時開示「東京地方検察庁による当社の起訴について」及び同月 28 日付適時開示「東京地方検察庁による当社の追起訴について」でお知らせいたしましたとおり、東京地方検察庁検察官により、東京地方裁判所において、証券取引法及び金融商品取引法違反（虚偽有価証券報告書提出）の公訴事実にて起訴・追起訴されていましたが、本年 7 月 3 日、東京地方裁判所より、当社を罰金 7 億円（求刑：罰金 10 億円）に処するとの判決を受けました。

当社取締役会は、今回の判決を厳粛に受け止め、判決の主文及び理由として述べられた事情を慎重に検討した結果、本日、今回の判決に対する控訴を行わないこととする旨決定いたしましたので、お知らせいたします。

したがって、刑事訴訟法が定める控訴の提起期間内に検察官が控訴しなかった場合、控訴の提起期間の経過をもって、当社に対する判決は確定することとなります。刑事裁判の判決が確定した場合、平成 24 年 7 月 11 日付適時開示「金融庁による課徴金納付命令の決定について」でお知らせいたしました当社に対する課徴金納付命令決定のうち、今回の刑事裁判と同一事件に係る部分（課徴金 1 億 7195 万 9994 円）については、金融商品取引法第 185 条の 8 第 6 項ただし書き及び同条第 8 項の規定により、課徴金納付命令決定が取り消される見込みであります。

平成 23 年 11 月 8 日付適時開示「過去の損失計上先送りに関するお知らせ」でお知らせいたしました過去の一連の不祥事について、今回刑事裁判の判決を受けたことを踏まえ、当社代表取締役社長執行役員笹宏行は、以下のとおり声明を発信いたしましたので、併せてお知らせいたします。

「今回の判決を厳粛に受け止めております。量刑の検討にあたっては、裁判長より、不祥事発覚後に当社が従業員と共に取り組んできた信頼回復への取り組みについてもご考慮いただいた旨のお言葉を頂戴し、改めて身の引き締まる思いがしております。株主さま、お客さまをはじめとする、ステークホルダーの皆さまからご信頼をいただける企業として再生すべく、今後もコンプライアンスの徹底とガバナンスの強化に取り組んでまいります。」

以 上